

15. 道路位置指定の縦覧等に関する取扱い規程

(目的)

第1条 この取扱い規程は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定の縦覧及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(縦覧に供する図書)

第2条 道路位置指定の縦覧に供する図書は、建築基準法施行規則第9条の規定により調製された道路位置指定図とする。

(縦覧の場所等)

第3条 道路位置指定図の縦覧の場所（以下「縦覧場所」という。）は、加古川市加古川町北在家2000番地加古川市役所都市計画部建築指導課とする。

(縦覧の時間等)

第4条 縦覧場所における道路位置指定図の縦覧時間は、午前9時から午後5時（正午から1時までを除く。）までとする。

2 道路位置指定図を縦覧に供しない日は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する日とする。

3 市長は、道路位置指定図の整理その他必要と認める場合は、臨時に休日を設け又は縦覧の時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧場所に掲示するものとする。

(縦覧の手続き)

第5条 道路位置指定図を縦覧しようとする者は、縦覧簿に所定の事項を記入して、縦覧の申請をするものとする。

(縦覧場所以外での縦覧の禁止)

第6条 道路位置指定図は、縦覧場所以外に持ち出すことはできない。

(縦覧の停止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 道路位置指定図を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。
- (3) この取扱い規程又は係員の指示に従わない者。

(道路位置指定の証明)

第8条 道路位置指定に関し、次に掲げる事項を証明した書面の交付を受けようとする者は、証明願に、加古川市手数料条例第2条第6号に規定する手数料を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 道路位置指定台帳の記載事項
- (2) 道路位置指定図の記載事項

附 則

この取扱い規程は、昭和63年7月1日より施行する。

附 則

この取扱い規程は、平成18年4月1日より施行する。